

松伏町町民意見反映手続制度実施要綱に関する運用と解釈

(目的)

第1条 この要綱は、松伏町町民意見反映手続制度（以下「町民意見反映手続制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに町民の視点に立った開かれた町政を実現することを目的とする。

【運用・解釈】

- 1 住民ニーズに即した、住民満足度をより高める施策を図ることが求められるなか、施策決定に当たって広く住民の意見を求め、それを反映する仕組みを構築するものである。
- 2 これまでも、この制度に類似した手法を用いて計画等の策定を進めた例はあるが、この要綱の制定により、全庁的な共通ルールとして制度化するものである。

(定義等)

第2条 この要綱において「町民意見反映手続制度」とは、町の施策等立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く町民等に公表し、これらについて提出された町民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表するこれら一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 町民意見反映手続制度は、町の施策等の立案に対して町民の賛否を問うために行うものではない。

【運用・解釈】

- 1 この制度の目的は、町民等の多様な意見を町政に反映させることである。この制度の実施により、施策等の立案から最終的な案の決定に至った過程が公開され、かつ、町民の意見に対する町の考え方が公表されるので、施策等の形成過程における公平性の確保と透明性の向上が図られる。
- 2 「町民等」とは、松伏町情報公開条例第5条各号に定める者をいう。
- 3 この制度は、あくまでも施策等の案の内容をよりよいものにするために、町民等から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではない。

(対象施策等)

第3条 町民意見反映手続制度の対象は、次に掲げる施策等（以下「対象施策等」という。）とする。

- (1) 町の総合的な構想、計画等及び町行政の各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【運用・解釈】

- 1 具体的な案件が、本要綱の対象であるか否かは秘書広報室と事前協議のうえ、庁議において意見調整を行い判断する。
- 2 「町の総合的な構想、計画等及び町行政の各施策の基本的な計画等」とは、町全域を対象として、将来の施策展開の基本方針や進むべき方向その他基本的な事項を定める計画であり、指針、基本的考え方等名称を問わない。
(例：総合振興計画、都市計画マスタープラン等)
なお、特定地域を対象とした計画や個別の事業実施計画等は除くものとする。
- 3 「町民に義務を課し、又は権利を制限する」場合は、地方自治法第14条第2項の規定により条例によることとされているため、町の規則や要綱は対象としないこととする。
- 4 「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」は地方自治法第74条第1項の規定により直接請求の対象とされていないことから同法規定の趣

旨に準じて対象外とする。

(適用除外)

第4条 この要綱の規定は、次に掲げる場合に該当する施策等の立案については適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要する場合又は軽微な変更若しくは改正をする場合
- (2) 実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 法令、条例その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他この要綱に定める手続に準じた手続を行う場合
- (4) 審議会等の附属機関又はこれに類する機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申に基づき、実施機関が対象施策等を立案する場合

【運用・解釈】

- 1 「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、本手続を経る暇がない場合をいう。
- 2 「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の変更を伴わないものなどをいう。
- 3 国・県の計画との整合性を図るため、実施機関の裁量の余地のない計画等は除くものとする。
- 4 法定縦覧手続など、案の公表、町民等の意見提出が法令で定められている場合、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することで、町民意見反映手続制度の手続を実施したこととする。
- 5 審議会等の附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経た場合、同様の案について、同様の手続を繰り返すことになることから、町では改めてこの要綱の定める手続を経る必要はないこととする。
- 6 「これに類する機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置されたもの以外で、附属機関と同様に調査、審議等を目的として外部の学識経験者等で構成される各種懇談会等、私的諮問機関と呼ばれるものをいう。

(案の公表)

第5条 実施機関は、対象施策等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に対象施策等の案を公表する。

- 2 前項の規定により対象施策等の案の公表をするときは、次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。
 - (1) 対象施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (2) 対象施策等の案の概要
 - (3) 対象施策等の案に関連する次に掲げる資料
 - ア 根拠法令
 - イ 計画等の策定又は変更にあつては、上位の計画等の概要
 - ウ 対象施策等の実施により生ずると予測される影響の程度、範囲等
 - エ 対象施策等を立案するに際して整理した論点
 - オ その他必要な資料

【運用・解釈】

- 1 公表する計画等の案は、案そのものに限らず、その内容を明確に示すものでよい。町民等がその内容について十分理解し、適切な意見を提出できるよう、わかりやすくするとともに関係資料をあわせて提供するよう努めるものとする。
- 2 意見を提出するにあたり、案をより深く理解してもらうため関係資料はできるだけ公表するものとする。しかし、関係資料が全て存在するとは限らないため、公表を一律に義務づけることはしない。
- 3 公表時期は、対象施策等により異なるため、実施機関は適切な公表時期を選び実施しなければならない。

また、審議会等へ諮問するものは、審議時間や内容等に、条例案については、例規審査過程を十分考慮して公表時期を選び実施することとする。

(案の公表方法)

第6条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町政情報コーナー、松伏町中央公民館図書室及び松伏町多世代交流学習館図書コーナー、実施機関の事務室における閲覧及び配布
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

【運用・解釈】

- 1 「実施機関の事務室」とは、計画等の実施担当課等の事務室をいう。
- 2 公表の方法は、町民等が一定の場所へ行き、一定のものを見れば、この制度を実施している計画等の案を必ず知りうる体制が望ましいため、公表方法を定めるものである。

(意見の提出期間)

第7条 実施機関は、町民等が意見を提出するために必要と判断される時間を勘案し、1箇月以上の意見の提出期間を定め、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

【運用・解釈】

「1か月以上の意見の提出期間」とは、県の規定に準じて定めたものである。

(意見の提出方法)

第8条 実施機関は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

- 2 意見を提出しようとする者は、意見を提出する際に、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

【運用・解釈】

- 1 意見を提出しようとする者は、住所及び氏名等を明らかにすることとする。匿名のものについては受理しない。
- 2 「郵便、ファクシミリ、電子メール等」の「等」とは、実施機関が指定する場所への書面の持参、宅配便等実施機関が必要と認める方法いう。

(広聴会の開催)

第9条 実施機関は、意見の収集のため必要があると認めるときは、広聴会を開催することができる。この場合において、次に掲げる事項を対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

- (1) 広聴会の開催の日時及び場所
- (2) 広聴会において意見を提出することができるものの範囲
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広聴会の開催に必要な事項

- 2 広聴会において、書面による意見の提出の申出があつた場合には、これを受け付けるものとする。

【運用・解釈】

本条の規定は、広聴会の開催を義務づけるものではなく、開催する場合の示したものである。

(意見の取扱い及び意思決定後の対象施策等の公表)

第10条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定後の対象施策等、提出された意見に対する町の考え方及び対象施策等の案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。

- 3 実施機関は、提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 4 第5条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

【運用・解釈】

- 1 意思決定後の対象施策等は、当分の間、秘書広報室と協議の後、公表することとする。
- 2 この要綱は、町における情報収集源の拡大と多様化を目的としており、案の賛否を問うものではない。よって単に賛否の結論を示しただけの意見については、町の考え方を示す必要はない。

(一覧の作成)

第11条 町長は、この要綱による手続を行っている案件の一覧を作成するとともに、町政情報コーナー、松伏町中央公民館図書室及び松伏町多世代交流学習館図書コーナーに備え付け、かつ、町のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の案件の一覧は、第3条各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象施策等の名称
- (2) 公表日
- (3) 意見の提出期限
- (4) 対象施策等の案その他の資料の入手方法及び問合せ先

【運用・解釈】

- 1 一覧表を作成することにより、町民等が町民意見反映手続制度の実施案件並びに実施状況について知ることができるようにするものである。
- 2 一覧への掲載期間は、意見提出終了後、6か月間とする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う実施機関の意思決定に係る対象施策等について適用する。ただし、施行日において、既に対象施策等の具体的な策定作業を行っているものについては、適用しない。

【運用・解釈】

この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱の規定は適用しないものとする。

ただし、可能な範囲においてこの制度に準じた手続を実施するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行う実施機関の意思決定に係る対象施策等について適用する。ただし、施行日において、既に対象施策等の具体的な策定作業を行っているものについては、適用しない。